

# 杉並区空家等利活用相談窓口 個別相談会を開催します

区では、民間事業者との協働により、空き家の利活用等について相談できる「杉並区空家等利活用相談窓口」を開設しています。今回は、久我山会館にて個別相談会を行います。相談は無料ですので、ぜひこの機会にご相談ください。

開催日 2024年11月28日(木)・29日(金)

## 予約時間

- ① 10時 ② 11時 ③ 13時  
④ 14時 ⑤ 15時

※各回ご相談の時間は1時間程度を予定しています

## 開催場所

久我山会館 第二集会室  
〒168-0082 東京都杉並区久我山3-23-20



## ご相談できる方

- 区内にある空家等を所有している方(親族・代理人を含む)
  - 区内に空家等となるおそれがある建築物を所有している方(親族・代理人を含む)
  - 区内在住の方で空家等(区内・区外)を所有している方(親族・代理人を含む)
- ※個別相談会の利用はお一人様一回までとなります。

## 税理士にご相談いただけます

### 空き家の相続は資産税専門税理士に

2024年4月1日より、相続登記申請が義務化されました。今、空き家問題が注目を浴びているのは、世帯数が減少傾向にある一方で、空き家数は増加傾向にあることによります。空き家の発生を抑制するための特例税制を知っていただき、空き家の利活用を考えるきっかけとして是非この相談会をご利用ください。



税理士法人 WEST BRAIN  
代表社員  
西 英昭

## 相談事例

空き家を地域貢献のために利活用したい

空き家をリフォームし自宅や賃貸物件として利活用したい

将来空き家を所有する可能性があり悩んでいる

相続を円滑に進めたいが誰に相談すればいいかわからない

空き家を解体・売却したい

上記のような空き家の利活用等に関するご相談に対応いたします!

2024年11月1日(金)  
申し込み開始

※原則として、事前予約をいただいた方が優先となりますが、事前にお申し込みいただいていない場合でも、空枠があればご利用いただけます。お気軽にお越しください。

WEBからのお申し込みはこちら



<https://dms-cp.com/form/hosoda/event112829>

申し込み先 電話でご予約の際は「区民施設個別相談会」とお伝えください

☎ 03-5397-7717 (営業時間) 午前9時~午後6時 (毎週水曜・日曜定休) ✉ [suginami-akiya@hosoda.co.jp](mailto:suginami-akiya@hosoda.co.jp)

※杉並区と協定を結んでいる株式会社細田工務店の連絡先です ※区住宅課空家対策係でも予約を受け付けています



杉並区 都市整備部 住宅課 空家対策係  
03-3312-2111 (代)



東京都杉並区  
阿佐谷南3-35-21